

下水道受益者負担金

公共下水道が整備されると、処理区域内ではトイレの水洗化、蚊やハエの減少、悪臭の発生を防ぐなど生活環境が改善されます。下水道のない地域の人に比べ快適で住みやすい文化生活ができるようになり、その土地の利用価値も増加します。

下水道の整備には莫大な費用がかかります。そのため下水道の整備により、直接利益を受ける人たち(受益者)に、建設費の一部を「受益者負担金」として負担していただきます。

「受益者負担金」は、区域内にあるすべての土地が対象となり、その土地に一度だけ賦課されます。

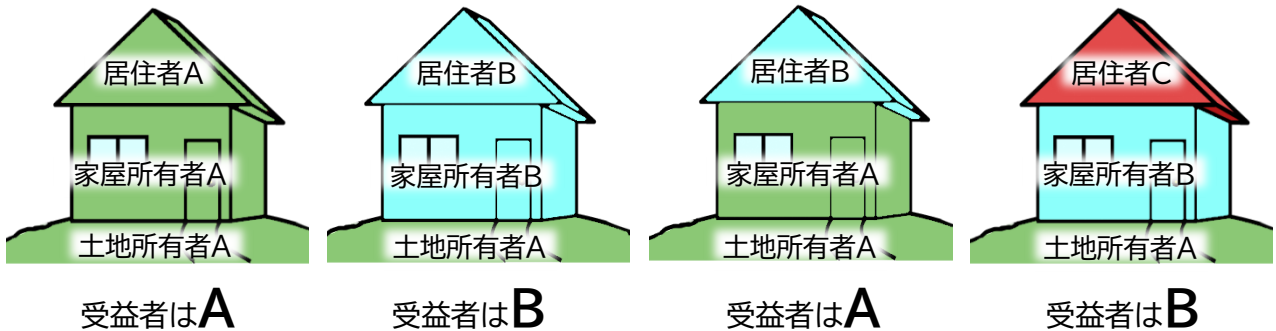
負担金の対象地

下水道受益者負担金の対象となる土地は、公共下水道を整備する区域内のすべての土地です。

受益者とは

公共下水道が整備された区域内の土地の所有者です。地上権、質権、使用貸借権・賃貸借による権利などの権利が定められている場合は、これらの権利者が受益者となる場合があります。

受益者の決め方



受益者の申告

賦課対象区域内に土地を所有している人には、土地登記簿により調べた地番、地積等を記入した「受益者負担金申告書」をあらかじめ送りますので、内容を確認のうえ、申告してください。

申告がない場合は、土地登記簿に基づき、賦課することになります。

土地の所有者以外の受益者(地上権者等)については申告書が送付されませんので、その受益の対象となっている土地所有者の申告書に、地上権者等の住所・氏名を記入して、土地所有者から申告してもらってください。

受益地となった土地が共有であったり、所有者が死亡している場合には、総代人を定めて申告してください。

徴収猶予について

次の要件に該当する土地は、申請により一定期間負担金の徴収が猶予されます。

- ・ 田、畑、山林等が宅地化されるまで
- ・ 災害、盗難、その他の事故で納付が困難な場合

※駐車場や資材置場、ソーラーパネル等は猶予の対象地になりません。

減免について

次の要件に該当する土地は、申請により負担金の一部または全額が減免されます。

- ・ 学校、社会福祉施設、公民館等の公共用地
- ・ 地区集会所、消防器具庫、児童遊園地、境内地、墓地等
- ・ 公共性のある私道敷



単位負担金

受益者負担金の1㎡あたりの単価は、負担区によって異なります。

備前第1負担区	1㎡あたり 540円	三石第1負担区	1㎡あたり 600円
備前第2負担区	1㎡あたり 570円	三石第2負担区	1㎡あたり 600円
備前第3負担区	1㎡あたり 600円	日生第1負担区	1㎡あたり 600円
備前第4負担区	1㎡あたり 600円	日生第2負担区	1㎡あたり 600円
備前第5負担区	1㎡あたり 600円		

$$\text{単位負担金} \times \text{受益地積} = \text{納付していただく負担金}$$

負担金納付方法

納付方法は備前・三石負担区は5年間20回、日生負担区は3年間12回の分割納付する方法と一括納付する方法があります。あらかじめ市役所から発行される納付書で、納付書に記載のある金融機関やコンビニエンスストア、電子決済でお支払いください。分割納付をされる場合は口座振替が可能なので、取引金融機関にお問い合わせください。

分割納付の納期限

第1期	7月31日	第2期	9月30日
第3期	11月30日	第4期	2月28日

一括納付した場合

受益者負担金を一括納付した場合、前納報奨金が交付されます。分割納付で支払うより安くなりますので、ご一考ください。

- ・ 負担金をまとめて、初年度の第1期の納期限(7月31日)までに一括納付する場合
- ・ 負担金を各年度毎、または残り年度分をまとめて、その年度の第1期の納期限(7月31日)までに一括納付する場合

○報奨金の額

備前・三石負担区

5年度分の一括納付	19期分 (前納期数) の納付額 × 20%
4年度分の一括納付	15期分 (前納期数) の納付額 × 16%
3年度分の一括納付	11期分 (前納期数) の納付額 × 12%
2年度分の一括納付	7期分 (前納期数) の納付額 × 8%
1年度分の一括納付	3期分 (前納期数) の納付額 × 4%

日生負担区

3年度分の一括納付	11期分 (前納期数) の納付額 × 15%
2年度分の一括納付	7期分 (前納期数) の納付額 × 10%
1年度分の一括納付	3期分 (前納期数) の納付額 × 5%